

総合評価方式による落札者の決定について

総合評価方式による落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者とする。

- ① 要求する要件を最低限満たしていること。
- ② 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- ③ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = \frac{\text{標準点 (100 点)}}{\text{予定価格 (百万円単位)}}$$

※評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。
ただし、入札価格が同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

評価値は、次の除算方式で求めるものとする。

【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点 (100 点)} + \text{技術加算点 (最大 15 点)}}{\text{入札価格 (百万円単位)}}$$

※評価値の有効数字は5桁とする（四捨五入により算出）。

標準点：要求要件を最低限満足する技術提案について100点の標準点を与える。

技術加算点：技術提案^(注)に対し評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点（最大15点）を与える。

(注) 設計図書配布等申請書提出時に技術提案資料（「企業の施工能力及び地域性・社会性」（別記様式）の提出が必要。

技術加算点は、射水市公共工事総合評価方式試行要領別表に規定する評価項目及び評価基準に基づき算出された評価点数の合計点を、次の式により換算して求めるものとする。

【技術加算点の算出方法】

$$\text{技術加算点} = \frac{\text{技術加算点の満点 (15 点)}}{\text{配点点数の満点 (70 点又は 60 点)}} \times \frac{\text{評価点数の合計点 (最大 70 点又は 60 点)}}{\text{配点点数の満点 (70 点又は 60 点)}}$$

※技術加算点は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで求める。

(注) 入札参加資格要件に「主たる営業所が市内にあること」と付した場合、「主たる営業所の所在地」の評価は行わないため、評価点数の合計点は最大60点、配点点数の満点は60点となる。

○総合評価方式による落札者決定の例

	A社	B社	C社
入札価格	25.8百万円（最低価格）	26.0百万円	26.3百万円
評価点数の合計点	30点 / 70点満点 ^(注)	35点 / 70点満点 ^(注)	40点 / 70点満点 ^(注)
技術加算点	$15 \text{ 点} \times \frac{30}{70} = 6.43 \text{ 点}$	$15 \text{ 点} \times \frac{35}{70} = 7.50 \text{ 点}$	$15 \text{ 点} \times \frac{40}{70} = 8.57 \text{ 点}$ (最高点)
評価値	$\frac{100+6.43}{25.8} = 4.1252$	$\frac{100+7.50}{26.0} = 4.1346$	$\frac{100+8.57}{26.3} = 4.1281$
結果	3位	1位（落札）	2位

(注) 入札参加資格要件に「主たる営業所が市内にあること」と付さない場合の例